

# 青税会員限定！

全国青年税理士連盟 会長 城田 英昭  
(レポーター) 法対策部長 植木 心一

## 日税連理事会レポート 4



皆さん、こんにちは。法対策部長の植木心一です。

第3回理事会も前回理事会と同様に、審議事項なし・報告事項のみでした。

以下の記載は、議題の一部です。会報誌『日本税理士界』にてご確認ください。

### 第3回理事会議題

- ◆ 審議事項 なし
- ◆ 報告事項
  1. 理事の補欠選任
  2. 予備費の使用（税理士証票ICカード化コンサル料）
  4. 税務支援の実施基準に関する細則の一部変更
  5. 税理士職業賠償責任保険制度の改定
  7. 規制改革・民間開放推進会議への意見書
  8. 司法制度調査会「国税不服審判所の在り方についての意見」
  9. 犯罪収益流通防止法案（仮称）の経緯等
  10. 「法曹養成制度提言（案）」意見書
  11. 電子申告推進アクションプラン
  13. その他（1）平成19年度税制改正

### ハイライト

- ★ 特殊支配規定の手直し？廃止は？
- ★ 日税連理事会には、国税庁の席がある  
それはPage5にある
- ★ 全青は日税連に、理事会の情報公開を求めた
- ★ 税理士皆尾(ミナオ)たすく氏 を知っているかい？！

この理事会は、森会長の「今回も審議事項はなく、報告事項ばかりです」の発言から始まりました。

意見書等に関しては、理事会の決議を得てから提出するのがセオリーだと、私は思います。

確かに、意見書等の即時性と日税連理事会の開催頻度とのバランスは難しいとは思いますが。

### 税務支援を受託した民間企業は・・・

**近畿支部 大谷理事の質問：** 税務支援細則の一部改正について「受託した団体」とあるが、これは、民間企業は入らない、と解釈してもよいのか？

**宮口専務理事の答弁：** 税務支援に関しては、様々なバリエーションが考えられる。現行の規程のままでは、落札団体がその事業を執行できない場合も考えられる。この改訂によっ

て、税理士会との協議ができる。そこで協議して、考える。税理士会が必ずやらねばならぬ、ということではない。だから、除外規定を置いた。

**大谷理事:** 団体に民間企業が入るのか、否か？

**宮口専務:** そこまでは想定していない。入るかもしれないし、入らないかもしれない。それは各単位会にお任せしたい。

**大谷理事:** 議論がづれている。従来この規程では、『企業』と『団体』とを、(定義上)分けて規定していたのではないのか？この規程においては、民間企業は想定外ではないのか？

**宮口理事:** 想定内、です。

大谷吉夫理事は、青税会員です。

### 【第3回理事会議題書 税務支援実施基準細則の一部変更の理由】

国税庁が実施しているアウトソーシング方式による委託事業については、一般競争入札制を採っているため、税務支援の実施の基準に関する細則第7条第2項に定める団体以外の団体が、当該委託事業を落札する可能性がある。この場合、税理士会に税理士の派遣要請があったときに、現行の規定では、その要請に応えられないこととなる。

そのため、「国が行う外部委託事業を受託した団体」については、細則附則において、平成18年11月27日から平成20年3月31日までの間、同項の日税連が指定する団体に準じて取り扱うことができるものとする。なお、税理士会は、第7条第3項の規定に基づき、当該受託団体について、その指定を除外することができるものとする。

## 税賠保険の保障範囲の拡大と、保険料のアップ

**岩波総務部長の説明:** 税賠保険の約款5条2項の免責条項として、『期限後申告・期限後納付・修正申告』がある。これは納税行政に支障をきたさないように、との趣旨で補償の対象外とされた。

しかし現実には保険金請求事故の70%が、期限後申告等の事案であり、またそれらの補償対象に関しては現在までに18件の訴訟が提起され、2003年7月18日の最高裁で保険会社が敗訴し、その後も司法の判断はその免責事項を否定する方向で定着しつつある。免責条項を見直す必要がある。

今回の改訂後の予想では、保険金支払額は年間19億円となり、現行保険料対比で1.4倍の水準となり保険料のアップは避けられない。

**東京 高村理事の質問:** この改訂によって補償範囲が広がり、加入者は増えるのではないのか。それによる保険料収入増加を考慮すべきではないのか。

また、税賠保険の強制加入制度は検討しているのか？

**岩波部長の答弁:** 現状では、加入者が増えるとの予測はしていない。むしろ、保険料増加によって減ると予測している。とにかく、2年間はやってみないと分からない。

強制加入については、「必要である」との総務部としての認識はあるが、具体的な検討はしていない。

**東京 富田理事の質問:** 保険改訂に当たって、会計参与に

### 傍聴者

麻生 昌敬(東京)  
石井 孝雄(神奈川)  
五十棲 裕(近畿)  
市木 雅之(近畿)  
植木 心一(近畿)  
川崎 賢二(岐阜)  
西藤 友美子(千葉)  
城田 英昭(神奈川)  
菅原 祥元(東京)  
西川 幸一郎(名古屋)  
半田 茂(神奈川)  
松本 裕政(埼玉)

### ◇ 日税連の理事会等の予定 ◇

平成19年  
3月23日(金) 第4回理事会  
6月ごろ 平成19年度第1回理事会  
7月ごろ 定期総会

希望者は傍聴可能です。

♥ 私と一緒に、日税連の理事会を傍聴しませんか ♥  
目からウロコの体験を楽しみましょう!

関するものは検討されなかったのか？

**岩波部長：** 会計参与は、税理士業務とは質的に違う。その会社が保険を掛けていただければありがたい。会計参与の保険も、現在保険会社と検討中である。できれば、来年の7月1日スタートを考えている。

## 規制改革会議に要望書提出

**久野副会長の説明：** 日本税理士政治連盟・日本司法書士政治連盟・日本弁理士政治連盟の3つは、政府の規制改革・民間開放推進会議に対して、右に記載の内容の意見書を提出した。

富田光彦理事は、青税会員です。

### 【第3回理事会議題書 強制加入意見書の概要】

1. 公的団体への強制加入制度は、業務の質の維持・会員の指導監督及び倫理の確保を自治により行うことにより、国家資格制度の「自己完結性」を保つための合理的な制度であり、継続すべきである。
2. 各士業での各々の専門性を無視して、それらの「垣根を低くする」ことは、専門性の高い士業のその専門性を無視ないし軽視することになり、制度に対する国民の信頼性を失い、むしろ国民の利益に反する結果となることから、反対する。

## 国税不服審判所審判官に税理士を任用すべし！

**山崎専務理事の説明：** 自民党の政務調査会等のヒアリングにおいて、下に記載の内容の意見を述べた。

### 【第3回理事会議題書 行政不服審査法 意見の概要】

1. 「国税庁長官の指示等」(国税通則法第99条)を廃止すべき
2. 執行機関の職員からのローテーション人事を是正すべき
3. 税理士を審判官に任用すべき
4. 争点主義を明確にするるとともに口頭による審理を充実すべき
5. 異議申立前置主義を廃止すべき
6. 不服審査前置主義を緩和すべき
7. 裁決例の公開を促進すべき

### 【国税通則法 第99条(国税庁長官の指示等)】

国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

## 犯罪収益流通防止法案（マネーロンダリング対策法）

**池田副会長の説明：** 犯罪収益流通防止法案のキーワードは、【特定業務・特定取引・犯罪による収益】の3つである。

なお関係各所に対しては、次のことを要望している。

特定業務としては「税理士がする業務」ではなく、「税理士業務」に限定して欲しい。

「疑わしい取引」を明確に限定列挙して欲しい。

## 法科大学院修了者に対する科目免除

**山崎専務理事の説明：** 政府等はロースクール出身者で弁護士にならなかった者の社会活用を検討している。弁護士になれなかった者でもロースクールさえ卒業すれば、それ以外の大学院修了者

よりも税理士資格を取得しやすくしよう、とのことである。

「法曹養成制度に関する提言に向けた論点整理案」に対する下に記載の内容の意見書を、自民党司法制度調査会等に提出した。

犯罪収益流通防止法案については、会報『税理士界』平成19年1月15日第1228号に、池田副会長の詳しい記事が掲載されています。ご一読下さい。

### 【第3回理事会議題書 ロースクール修了者 意見書の概要】

税理士試験において、法科大学院修了者に対する科目免除については、現行制度を維持すべきである。

(中略) 本会としては、現行制度によって税務の専門家としての資質の検証が確保されていると考えております。

したがって、税理士試験制度を歪めることとなることから、法科大学院修了者に対する試験科目免除の拡大などの方策を採るべきではないと思量いたします。

『二重課税／年金受給権と特約年金』(速報税理 12月21日号)記載の判決)について、日税連の外部理事でもある品川芳宣教授より解説がありました。

それを受けて、九州北部会の江崎理事が具体的な説明を加えました。江崎理事は当該事案に補佐人として関与されたそうです。

## 電子申告推進・電子認証局・・・

**小林専務理事の説明:** 税理士の代理申告が始まる。税理士界は対応しなければならない。

次期電子認証局に関して、税理士の電子証明書の取得率の向上を目的の一つとして、電子証明書と税理士証票とを一体化することを検討した。しかしその一体化に必要な作業時間を積算すると、次期更新の平成20年4月までには間に合わないとの結論である。結局、一体化を目指しつつ、それまでは、現行仕様の電子証明書を発行する。

**東京 ? 理事の質問:** 電子申告控除については、税理士が代理送信のみで(本人電子署名なし)でも、控除できるようにして欲しい。

名乗らずに、発言されました。

## 特殊支配規定について

**杉田調査研究部長の説明:** 800万円基準が1600万円基準に引き上げられるが、それは平成19年度から。日税連としては、平成18年度からの適用を求める考えはない。理由は、すでに半年決算法人等において課税が確定しているので、今からでは平成18年度に遡るのは難しいから。

使用人兼務役員に関しては、微妙なものになっている。使兼役員は元来【常時は使用人】であるので、法人税法35条の【常時に従事する】つまり常時、経営参画すること、と矛盾する。解釈として、給与を役員報酬部分と使用人部分とに分けて、役員部分の方が多ければ、OKとなるのではないか。

### 【年金受給権と特約年金の二重課税

納税者勝訴:長崎地裁平成18年11月7日 判決要旨より抜粋】

相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価(正確には近似値)に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、さらに個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。

### 【所得税法9条1項15号】

(非課税所得)

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

◆15 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの(相続税法(昭和25年法律第73号)の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)



# これが、

## 日税連理事会レポート 4

平成18年12月21日  
(13:30~16:30)

# 理事会の席!

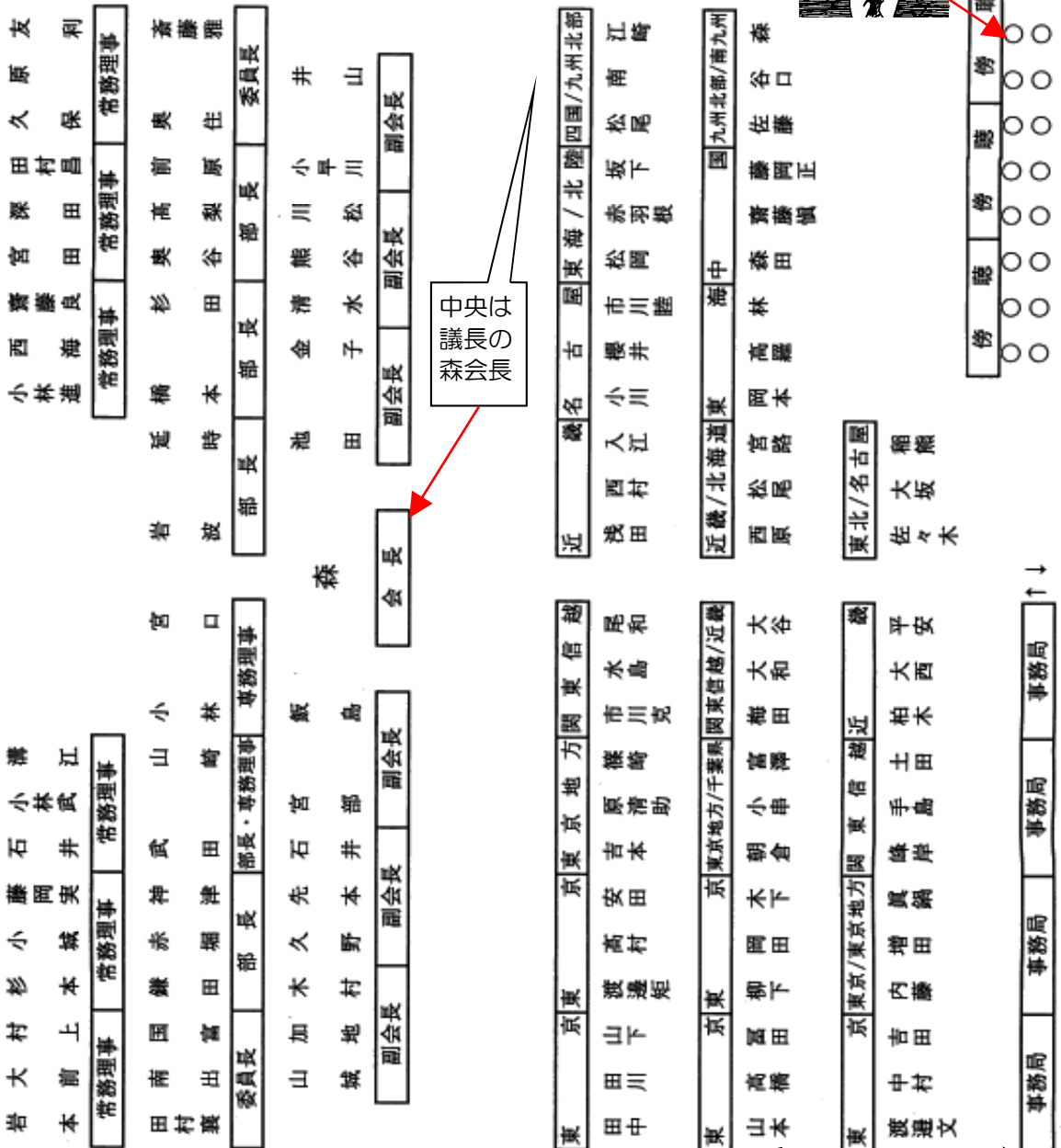
理事会前に、寄付金贈呈式がありました。ボランティア団体です

レポーターは、傍聴席のこの辺り

スキャンは600dpi。それでも見辛いかと思います。ご容赦下さい



### 理事会

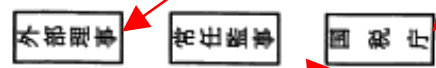


中央は  
議長の  
森 池田

国税庁長官官房総務課  
国税企画官 大橋 弘明  
国税庁長官官房総務課  
税理士係長 尾部 良一

品川芳宣 早稲田大学大学院教授

国税庁の席



尾部係長は、理事会出席は2回目だそうです。

↑ ↓  
出入口

↑ ↓  
出入口

# 日税連理事会レポート 4

## 全青の情報公開の要望書について

**近畿 大谷理事の質問:** 今やどのような会議でも、その情報はインターネットで開示される時代。ところが、日税連ではホームページを見ても、議案書等が見当たらない。先日、任意団体から、そのような要望書が届いていると聞いているが、どのように対応するのか？また、ホームページを利用して情報開示を進める考えなのか？

**山崎専務理事の答弁:** その要望書に対しては検討中であるが、まだ結論はでていない。

**森会長の答弁:** どんどん、ホームページを使いたい。

全国青年税理士連盟より日税連に対して情報公開の要望書を提出しました。その内容の概要は、下に記載の通りです。

大谷理事は、それに関して質問と要望を述べられました。

### 【全青の日税連に対する情報公開要望書の概要】

日税連の理事会の情報は、会報誌『日本税理士界』に、その概略のみが掲載されている。

しかしこれでは、迅速性と詳細性に欠ける。

一方世間では、不動産損失の損益通算不可・特殊支配規定等々、我々税理士の動向が注視されている。和我々個々の税理士は、何かがあれば日税連の動きを即時に知る必要がある。

またネット社会では、情報公開に積極的でなければ閉鎖的な者としての評価が下される。

以上より、日税連の理事会の議案書等を各単位会のホームページにアップロードしていただきたい。

日税連のビルの中に図書館があります。各単位税理士会の会報誌の冊子がありました。皆尾税理士は、南九州税理士会のイメージキャラクターです。

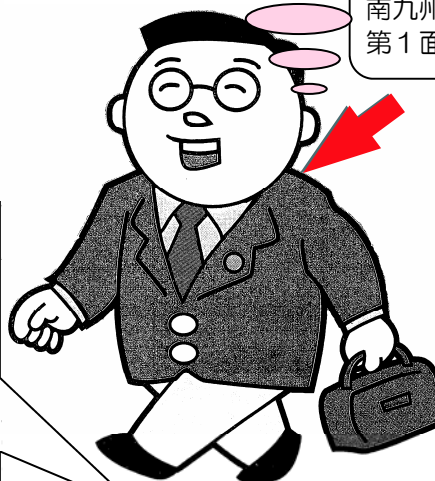
企業と暮らしの  
ホームドクター  
皆尾たすく税理士

南九州税理士会の  
ホームページより



納税者の信頼にこたえる  
企業経営者のニーズにこたえる  
社会の要請にこたえる

南九州税理士会の会報  
第1面よりスキャン



推定身長:  
175cm

推定体重:  
100kg

推定税理士暦:  
15年

推定運動暦:  
元大学ラグビー部

推定好みのタイプ:  
細川ガラシャ

(私の推定です)

南九州税理士会報の第一面には次の一文がありました。

**【 会報は われらの情報パイプだ  
まず読もう 】**

その通り！ 良いキャッチコピーだと思います。

前号（レポート3）において、「名古屋 高羅理事」と記載したのは、「東海 高羅理事」の間違いでした。お詫びし訂正します。

理事会の内容は、会報誌を読むだけでは到底理解できません。このレポートでも報告しきれません。ご理解の一助のために、理事会の議題書及び資料をスキャンPDF化し、各単位青税にお渡ししています。興味のある方は、ご請求下さい。

第4回目の日税連理事会レポート、いかがでしたか。  
ご意見等がございましたら、是非お知らせください。( zensei@khaki.plala.or.jp )

